

平成 26 年 7 月 9 日
福島県地方税滞納整理推進会議本部会議

個人住民税における特別徴収の一斉指定について

県と市町村で組織する福島県地方税滞納整理推進会議本部会議は、県内における特別徴収を進めていくため、対象となる事業主を特別徴収義務者として、平成 27 年度または平成 28 年度に一斉に指定する取組を、県と市町村が一体となって実施していく方針について決定いたしました。

1 背景

給与所得者に係る個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）については、地方税法及び市町村条例により、原則として所得税の源泉徴収と同様に特別徴収義務者となる事業主（給与支払者）が、毎月従業員の給与から差引し、市町村に納入（特別徴収）することとされています。

しかしながら、現状の特別徴収実施率は、給与所得者の概ね 7 割程度となっており、全国と比較して低い状況にあります。

2 実施目的

(1) 納税者の利便性向上

- ・ 自分で納付する手間がかからず、納付忘れもなくなります。
- ・ 年 4 回に分けて納付する普通徴収よりも、1 回当たりの納付額が少ないため、負担が緩和されます。

(2) 税収の確保

- ・ これまで普通徴収だった給与所得者が特別徴収になることにより、個人住民税の納付忘れなどがなくなり、結果として徴収率の向上につながります。

3 実施スケジュール

各市町村において、平成 27 年度または平成 28 年度から実施します。

なお、相双地区の市町村など東日本大震災による影響により対応できない市町村にあっては、体制が整った段階で実施します。

また、東日本大震災による影響などにより対応できない事業主には配慮します。

【問い合わせ先】

（事務局）福島県 総務部 税務課

主幹 境野、主任主査 三浦

電話 024-521-7066 県庁内線 2222